

各党の政策の現状

1 マニフェスト全体における、分権改革の位置づけ

① 自民党

② 公明党

- ・(報道) 6本柱の1つに「行革・分権・政治改革」を位置づけ。

③ 民主党

- ・(参院選)「3つの約束、7つの提言」に、分権を位置づけ
- ・(報道) 5本柱の1つに「地域主権」を位置づけ。

2 分権改革の具体策

(1) 地方の自由度の拡大

① 自民党

- ・(骨太方針 09) 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえて、地方分権改革を推進。
 - *分権委員会第2次勧告で、義務付け・枠付け 4076 条項の見直し、出先機関統廃合、116 事務の地方移譲を勧告。
- ・(参院選) 補助金、交付税、税源配分の見直しの一体的な検討を進める。

② 公明党

- ・(骨太方針 09) 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえて、地方分権改革を推進。
 - *分権委員会第2次勧告で、義務付け・枠付け 4076 条項の見直し、出先機関統廃合、116 事務の地方移譲を勧告。

③ 民主党

- ・(分権調査会) 「第2次勧告」で示した義務付け・枠付けの見直しは最低限度のもの・・・分権委員会が見直しの対象外としている 4,389 条項について、・・・更なる見直しを進める。
- ・(分権調査会) 地方支分部局は、原則廃止
- ・(分権調査会) 国から都道府県・基礎的自治体に対して大幅に事務事業を移譲。基礎自治体への事務事業の移譲により、5～10 年後には都道府県の役

割は現在の1/3～1/2を目指す。

- ・(分権調査会)「個別補助金は全廃」、「全ての補助金等を廃止」

(2) 地方税財源の充実強化

①自民党

- ・(骨太方針09) 地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
- ・(21税改) 地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討
- ・(参院選公約) 補助金、交付税、税源配分の見直しの一体的な検討を進める。

②公明党

- ・(骨太方針09) 地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
- ・(21税改) 地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討
- ・(参院選公約) 将来的に、国・地方の税源比率を1対1にすることを目指します。

③民主党

- ・(分権調査会) 全ての補助金等を廃止して、自治体が原則としてその裁量により用途を決めることができる一括交付金に改める。
- ・(分権調査会) 一括交付金と地方交付税の一本化を含め、現行の地方交付税制度よりも財源保障と自治体間の財政調整の機能を充実・強化した、地方財政調整等に関する新制度を創設する。自治体が安定して運営できるようにするため、中央政府が頻繁かつ恣意的に、自治体に交付する額を変動できない仕組みとする。国から地方への事務事業の移譲により、地方の役割が拡大することに合わせて、新たな財政調整等に関する制度の原資を拡大していく。

(3) 直轄事業負担金廃止

①自民党

- ・(骨太方針09) 直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。

- ・(報道)「直轄事業負担金の廃止も何とか盛り込む」

②公明党

- ・(骨太方針 09) 直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。
- ・(要請時コメント) 直轄事業負担金についても見直しに向けた検討を進めている。

③民主党

- ・(分権調査会) 負担金制度を廃止。それにより地方交付税の額が減らないように措置する。

(4) 国と地方の協議の場の法制化

①自民党

- ・(政権公約 05) 地方の意見を尊重

②公明党

- ・(政権公約 05) 地方の意見を尊重

③民主党

- ・(分権調査会) 国と地方の協議を法制化する

(5) その他

①自民党

②公明党

③民主党

- ・(分権調査会) 行政刷新会議を設置し、霞ヶ関にメスを入れる
- ・(税改) 消費税を社会保障目的税化することと、地方消費税の関係
- ・(税改) 暫定税率廃止後(22年4月)の地方財源の確保

*** 報道情報は、7月1日時点のものである。**